

2 長薬発第 297 号
令和 2 年 6 月 12 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

高濃度エタノール製品に関する情報提供について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県健康福祉部長から別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指消毒用エタノールの供給が不足していることから、厚生労働省より臨時的・特例的な措置として、医療機関等においてやむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないこととして通知されているところですが、今般、県内酒造業者における手指消毒用エタノール代替品の取扱状況についてまとめられました。

長野県酒造組合のホームページにおいても、県内の高濃度エタノール製品の情報が紹介されています。

なお、国による手指消毒用エタノール優先供給スキームにより、6 月分の発注手続きを完了された商品については、6 月中旬～下旬以降、アスクル（販売業者）より順次届けられることとされています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

《長野県酒造組合ホームページ》

<https://www.nagano-sake.or.jp/news/2020/05/post-3.html>

長野県薬剤師会

担当：保険医療課 中島・大塚・桐山

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075

E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

2 薬号外
令和 2 年（2020 年）6 月 12 日

一般社団法人長野県薬剤師会長 様

長野県健康福祉部薬事管理課長

高濃度エタノール製品に関する情報提供について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指消毒用エタノールの供給が不足していることから、厚生労働省より臨時的・特例的な措置として、医療機関等においてやむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないこととして通知されているところです。（*）

この度、県において県内酒造業者における手指消毒用エタノール代替品の取扱状況についてまとめましたので情報提供いたします。

また、長野県酒造組合のホームページにおいても、県内の高濃度エタノール製品の情報が紹介されていますので参考としていただくとともに、貴会員へ周知願います。

なお、国による手指消毒用エタノール優先供給スキームにより、6 月分の発注手続きを完了された商品については、6 月中旬～下旬以降、アスクル（販売業者）より順次届けられることとされていますので申し添えます。

*「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和 2 年 3 月 23 日付け、同年 4 月 10 日付け及び同年 4 月 22 日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）

《長野県酒造組合ホームページ》

<https://www.nagano-sake.or.jp/news/2020/05/post-3.html>

健康福祉部薬事管理課薬事温泉係 (課長)小池 裕司 (担当)竹内 千鶴子 電話 026-232-0111 内線 2672 F A X 026-235-7398 e-mail : yakuji@pref.nagano.lg.jp

酒造業者における手指消毒用エタノール代替品取扱状況

産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室、営業局

事業所名	担当者				手指消毒用代替品 取扱状況						医療機関等への 提供方法		特記事項
	担当課	担当者名	電話番号	E-mail	エタノール濃度 70～83%			エタノール濃度 60%台			販売 (税込)	寄付	
					濃度	容器サイズ	取扱量	濃度	容器サイズ	取扱量			
佐久の花酒造（株）		高橋 寿知	0267-82--2107	sakusake@yahoo.co.jp		500ml	300本				770円	24本	寄付についてはご相談ください。価格、寄付数量については調整できるかもしれませんのでご相談いただければと思います
									300ml	600本	550円	24本	
榊土屋酒造店		土屋聡	0267-62-0113	kamenoumi@poppy.ocn.ne.jp				66%	720ml	10,000本	5,000本	36本	
黒澤酒造(株)		黒澤孝夫	0267-88-2002	info@kurosawa.biz		480ml	残り約400本				1,100円		あと一回の製造にて終売予定です
信州銘醸株式会社	代表	滝澤恭次	0268-35-0046	shinmei@ued.janis.or.jp	70%	720ml	540L			12本 15,180円			
											ケース単位		
株式会社豊島屋	清酒部	林慎太郎	0266-23-1123	shintaro@kk-toshimaya.co.jp				66%	500ml	自社製造の為 ご希望本数可能	1,260円 (本体価格)		
								66%	300ml		830円 (本体価格)		
宮坂醸造株式会社	経営管理部	松沢明	0266-52-6161	a-matsuzawa@masumi.co.jp		300ml	1,900 ℓ						残量1,000ℓとなっています。無くなり次第終売の方向で検討しています。一般消費者向け→300ml、医療機関様向け→1,800mlです
						1800ml				1,092円 (税別)			
株式会社仙醸	営業	大槻裕司	0265-94-2250	y.ohtsuki@senjyo.co.jp		360ml	4,000本程度、追加可				1,078円		
									5L (酒税免税)	200個程度 追加製造可能	9,901円		
春日酒造株式会社		漆戸正彦	0265-78-2223	info@urushido.co.jp		300ml	約800本				863円		
榊小野酒造店		岩原・金子	0266-46-2505	info@yoakemae-ono.com	79%	18L	6				17,600円		1斗缶（18L）は、今後10本程詰めます（AL濃度79%）。価格は消費税込価格17600円（予定）です。18L1斗缶に付きましては、販売はまだしておりませんが、在庫はあります。価格はまだ未定です（消費税別16000円位を予定しています）。
					79%	720ml	1000				1,320円		

事業所名	担当者				手指消毒用代替品 取扱状況						医療機関等への 提供方法		特記事項
	担当課	担当者名	電話番号	E-mail	エタノール濃度 70～83%			エタノール濃度 60%台			販売 (税込)	寄付	
					濃度	容器サイズ	取扱量	濃度	容器サイズ	取扱量			
喜久水酒造株式会社	営業部	後藤 高一	0265-22-2300	t.goto@kikusuisake.co.jp		一斗缶 (17.2L入)	500缶／月				14,814円 (酒税抜き・消費 税込み)		
						720mlビン	2,000本／月				1,800円 (酒税・ 消費税込 み)		
七笑酒造(株)		川合潤吾	0264-22-2073	n7782@cocoa.ocn.ne.jp		300ml	29,000本				760円	1,200本	
大信州酒造株式会社	醸造課	田中 勝巳	0263-47-0895	info@daishinsyu.com		500ml	1235L				616円		
笹井酒造(株)		笹井康夫	0263-47-0762	sake@sasanohomare.co.jp		500ml	残り100本 前後				1500円	なし	
笑亀酒造株式会社		丸山	52-0302			300m l	4 8 本				770円		無くなり次第終了（終売）
						10 L	3 個				22,000円		
(株)薄井商店		薄井真弓	0261-22-0007	mayumi@hakubanishiki.co.jp		10L ポリタンク	3,000L				9,500円 (税別) ※医療機関等 向け免税品		
						300ml					750円 (税別)		
株式会社高橋助作酒造店		高橋邦芳	026-255-2007	matsuwo@matsuwo.co.jp	77%	300ml	随時				880円	ご相談	
					77% 飲用不可	300ml	随時				660円	ご相談	
								66%	720ml	随時	1,870円	ご相談	
								66% 飲用不可	720ml	随時	1,320円	ご相談	
(株) サンクゼール	CSR推進室	隅田和子	026-219-3902	2928sumida@stcousair.co.jp	70% 飲用不可	498ml	6,800本/月				550円 * 医療機関等 向け免税品	ご相談	当面 6・7月の製造予定

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 22 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について
(改定 (その 2))

手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」及び「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定）」（令和 2 年 3 月 23 日付け及び同年 4 月 10 日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）において、その取扱いを周知したところですが、新型コロナウイルスに対し、60vol%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられるとの報告等があることを踏まえ、当該事務連絡を改定し、下記のように取り扱うこととしたので、貴管下関係者又は事業者等に対し、必要に応じて周知願います。

なお、下記の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いを変更・廃止する際には、厚生労働省からその旨を連絡するので、ご留意いただくようお願いいたします。

記

1. 手指消毒用エタノールの供給が不足していることから、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないこと。

2. 医療機関等において高濃度エタノール製品を手指消毒に用いる際は、使用者の責任において使用すること。

使用に当たり、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。また、引火しやすいため火気の近くで使用しない等、取扱いに留意すること。

また、高濃度エタノール製品の入手に当たっては、

(1) アルコール事業法（平成 12 年法律第 6 号）に規定する特定アルコールを取り扱う既存の事業者

(2) アルコール事業法に規定する許可事業者から購入したアルコールを用いて高濃度エタノール製品を製造する既存の事業者

(3) 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）に規定する酒類製造者又は酒類販売業者のいずれかから購入し、当該製品が以下の（ア）及び（イ）の要件を満たすことを当該事業者を確認すること。

(ア) エタノール濃度が原則 70～83vol%の範囲内であること（消毒効果が十分に得られるよう、より高濃度のものは精製水等で同範囲に薄めて使用すること。なお、新型コロナウイルスに対して、60vol%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告等があることを踏まえ、70vol%以上のエタノールが入手困難な場合には、手指消毒用として、60%台のエタノールを使用しても差し支えないこと。）。

(イ) 含有成分に、メタノールが含まれないものであること。

3. 代替として用いられる高濃度エタノール製品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造、販売等について同法による規制を受けないこと。

なお、高濃度エタノール製品（60vol%以上）を販売する事業者は、以下のような内容を製品の表示や広告等に記載して差し支え無いこと。

・本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です。

以上